

株式会社と合同会社の違い

Aさん

税理士のJunさん

株式会社と合同会社の違いについて教えてください。

まずは、**設立に係るコスト**が次のように違います。

	株式会社	合同会社
(電子定款でない場合)収入印紙	40,000 円	
(公証人の)定款認証手数料	50,000 円	
(定款4ページの場合)謄本手数料	1,000 円	
(法務局での登記手数料)登録免許税	150,000 円	60,000 円



合同会社の場合は公証役場での定款の認証が不要で、登録免許税も安くなっていますので、**株式会社**設立の際に最低 20万円はかかるコストが、**合同会社**の場合、6万円で済みます。

ちなみに、これらの**設立に係るコスト**は会社設立後、損金に計上することができます。

アマゾン・ジャパンなど外資系大企業が株式会社から**合同会社**に移行したことがニュースになったりしていますが、あくまでも、**信用の度合い**という面からすれば、いまだに**株式会社**の方が**合同会社**よりも信用度が高いということが言えるのではないのでしょうか。

費用面で他に何か影響がありますか？

株主会社の場合は役員の任期が最長で10年と定められていますので、役員の任期が終了する度に**重任登記の費用**が発生しますが、**合同会社**の場合には役員の任期を設ける必要がありませんので、この費用はかかりません。

費用面では**合同会社**の方が良いと言えそうですが、それでは、株式会社のメリットは何ですか？

メリットと言えるかわかりませんが、**株式会社**には「**所有と経営の分離**」という大きな特徴があります。株主(出資者)と取締役(経営者)とが分離している経営スタイルです。

費用面を除いては、この「**所有と経営の分離**」をどのように考えるかによって、株式会社を選ぶのか、合同会社を選ぶのかがかかっているとと言えるでしょう。

仮に**合同会社**を設立した後、数年後に**株式会社**に変更することはできますか？

合同会社から**株式会社**に組織変更する際には、一定の手続きと費用が必要となります。

ただし、その組織変更の費用は約12万円でまかなうことができると言われていますので、まずはとにかく**合同会社**を設立してみて、様子を見てからというのも、選択肢として考えられます。

他に何か注意事項はありますか？



合同会社は、出資者全員の同意の上で、利益の配分を自由に決められるという特徴があります。これはあくまでも個人的見解にすぎませんが、**株式会社**のように利益分配が平等ではないので、かえって争いの種を残す可能性があるということに、よくよく気を付けた良いのではないのでしょうか。